

クリーン鶴ヶ城作戦

環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう

この活動を契機として、ご自宅や会社周辺の清掃を行うなど、「市民憲章」の活動に取り組み、美しい会津若松市をつくりましょう！

◆実施日時◆

令和7年4月5日（土）午前6時～

※雨天決行。ただし、荒天の場合は中止します。

荒天の場合、当日の午前5時30分以降に、市民憲章推進委員会事務局（☎39-1221）にお問合せください。

◆作業内容◆

- ・鶴ヶ城本丸内受付会場へ集合し、午前6時から午前6時20分まで城内や周辺の清掃を行います。

※作業後、受付場所にてゴミを回収します。

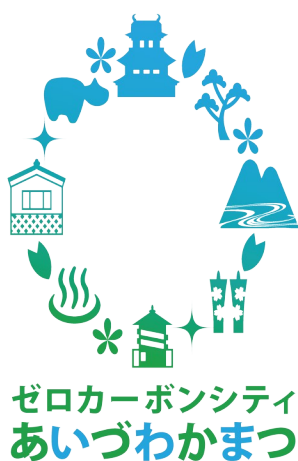
「燃やせるゴミ」と「燃やせないゴミ」の分別にご協力ください。

- ・終了式を午前6時30分から行います。
お帰り時に、花の苗や種の配布を予定しております。
数に限りがあり、無くなる場合もありますのでご了承ください。

- ・ゴミ袋、手袋などは事務局で準備しますが、
数に限りがありますのでご用意いただければ幸いです。

◆駐 車 場◆

- ・市役所追手町第2庁舎の駐車場をご利用ください。
- ・徒歩や自転車での参加にご協力をお願いします。



【主催 会津若松市民憲章推進委員会】

会津若松市民憲章

昭和43年5月3日 制定

前文

会津若松市は、会津の中心都市としてながい歴史と伝統につちかわれて発展してまいりました。

会津若松市民は、明治戊辰百年を迎えて先人の偉業をしのび、よりよい郷土を築くために平和・創造・繁栄の三つの誓いをたて、市民の歩む道しるべとして市民憲章を制定しました。

私たち市民は、責任と誇りをもった市民意識の上に立って、会津若松市を民主的な近代都市として大きく前進させるために、具体的目標を定め、心をあわせて、これを実践するよう努めるものであります。

- 一、親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう
- 一、きまりを守り 明るいまちをつくりましょう
- 一、健康で働き 豊かなまちをつくりましょう
- 一、環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう
- 一、自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう
- 一、教養を高め 文化のまちをつくりましょう

この市民憲章の精神を市民に広め、先頭に立って市民憲章を実践していく組織として、会津若松市民憲章推進委員会が設立されました。

本委員会の活動に興味のある方は、下記事務局までお問合せください。

【お問合せ】

会津若松市民憲章推進委員会事務局（市民協働課内）

電話 39-1221（直通） FAX 39-1420